



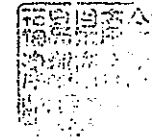
南会津町告示第21号

本町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この効力は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定による成果の認証の日から生ずる。

平成26年3月17日

南会津町長 大宅 宗吉



記

- 1 変更する字の区域 別紙変更調書のとおり

## 変 更 調 書

新		旧		地 番
大 字	小 字	大 字	小 字	
高 野	立屋沢	高 野	下高野	112 の 2、114 の 2、148、201 の 3、202
	中高野		塩ノ平	1421、1439 の 2、2949
	上高野		矢萩原	953 の 1、953 の 2、953 の 乙、994 の 2、995 の 2、996 の 2 997 の 2、998 の 2、1002 の 2、2906 の 1、2906 の 2
	塩ノ平		中高野	3 の 2、4 の 2、5 の 2、12 の 2、13 の 2、21 の 4、22 の 3、23 の 3 24 の 3、25 の 3、26 の 3、27 の 2、63
			上高野	1 の 2、2 の 2、3 の 2、8 の 2、9 の 3、9 の 4、10 の 2、130、132